

平成17年度 中小企業組合検定試験

## 問題と解答(2) 組合会計 ②

全国中小企業団体中央会

## 第3問

## (問1)

次に掲げた文章は、組合に関する税法の取扱いを述べたものである。文中の□□□□の中に当てはまる語句を、解答用紙の解答欄に記入しなさい。

- (1) 法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額になる。各事業年度の所得の金額は、その事業年度の□□イ□□の額から損金の額を控除した金額とする。
- (2) 事業協同組合が各事業年度において、□□ロ□□に対し、組合員が当該事業年度中に取り扱った物の数量、価額その他その協同組合の事業を□□ハ□□した分量に応じて分配する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- (3) 非出資の商工組合は、収益事業から生じた所得以外の所得について、法人税が□□ニ□□になる。
- (4) 消費税法の簡易課税は、その基準期間の課税売上高が□□ホ□□千円以下である課税期間について適用される。

## (問2)

下記事項により、A協同組合の法人税の税務申告に関し、解答用紙に指定する事項を解答欄に記入しなさい。なお、A協同組合は設立以来青色申告を行っている。

- (1) 当期は、自平成16年4月1日、至平成17年3月31日の事業年度とする。
- (2) 損益計算書の税引前当期利益は、460,000円である。  
ただし、税務調整事項は、(3)及び(4)の事項に限られる。
- (3) 当期の預金利子に係る所得税額で法人税の額から控除するものは、30,000円である。
- (4) 当期の預金利子に係る道府県民税利子割額は、10,000円である。
- (5) 前期以前で控除されなかった所得税額は、ない。

〔解答〕

第3問

(問1)

イ	ロ	ハ	ニ	ホ
益金	組合員	利用	非課税	5

(問2)

所得金額	500,000円
法人税率	22%
法人税額	110,000円
控除する所得税額	30,000円
納付すべき法人税額	80,000円

## インフォメーション

### 東京都中央会・多摩連絡所(立川)をご利用ください!

東京都中央会では、(財)多摩中小企業会館(立川市)に「多摩連絡所」を設置しています。毎週火曜日には、組合の設立や運営、決算関係の手続きをはじめ、組合全般に関するご相談をお受けしています。お気軽にご相談、ご利用ください。

相談日 毎週火曜日 午前9時30分～午後5時

場所 多摩中小企業会館 地下1階(立川市錦町2-2-32 ☎042-525-6811)

相談に訪される方は、相談内容と来訪時間を本会振興課(☎03-3542-0040)まで、事前にご連絡いただければ幸いです。